

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要領

平成29年3月31日改正

平成29年6月15日改正

平成30年3月30日改正

令和2年3月31日改正

令和4年3月31日改正

令和4年8月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱（平成27年奈良市告示第505号。以下「要綱」という。）の適切な実施を期するため、補助金の交付に関し必要な事項を定め、もって事務の適正かつ合理的な運営を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(補助対象建造物)

第3条 本補助金の交付の対象となる建造物は、次の各号に掲げる要件を満たす建築物、門及び塀（以下「建造物」という。）とする。

- (1) 歴史的風致形成建造物のうち、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に面しているもの。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 当該建造物の所有者が歴史的風致形成建造物に指定することに同意し、かつ、所有者と市の間で10年間以上の一般公開に関する協定を締結するもの。

(修理基準)

第4条 要綱第4条第1項に規定する修理基準は、その外観を維持するために行う現状修理とする。ただし、後世の改修により非歴史的なものとなっている箇所については、痕跡や記録等に基づく建造物の履歴調査をふまえた復原修理を原則とする。

- 2 使用する材料は、原則として従来と同じものを使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、市と協議するものとする。

(伝統的な形式)

第5条 要綱第4条第1項に規定する伝統的な形式は、その建造物の概ね昭和中期以前の建築様式をいう。

(補助の範囲)

第6条 本補助金の交付対象となる修理の範囲は、第3条に定める建造物のうち、広く一

般公衆から見える部分で別表1に掲げる範囲とする。ただし、第3条において、市長が特に必要と認めるものは、この限りではない。

(測量費)

第7条 要綱第5条第1項第1号に規定する測量費は、第4条第1項に規定する修理基準を満たすために必要となる、現況及び痕跡測量調査費とする。

(工事費)

第8条 要綱第5条第1項第2号に規定する工事費は、外観の修理に要する費用のうち、別表1の補助の範囲に係る材料費及びその施工費とする。ただし、国、県、市等から他の補助金、助成金等の交付を受けている経費については対象としない。

(募集)

第9条 補助金の交付を受けるために募集期間内に応募しようとする者（以下「応募申請者」という。）は、事業を実施しようとする前年度の募集期間内において、必要書類を市に提出しなければならない。

2 応募申請者は、前項の提出をする前に、市教育委員会に修理の方法及び内容について相談しなければならない。

3 建造物の保全を図る上で必要があると認められる場合は、事業を実施しようとする年度の予算の範囲内で、第1項の規定にかかわらず交付申請をすることができる。その場合は、交付申請をする前に、市教育委員会に修理の方法及び内容について相談しなければならない。

(協議会の開催)

第10条 前条第1項の規定に基づき提出された案件は、市の担当課で構成する事務局の審査ののち、交付対象か否かの判断をなら歴史まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)に諮るものとする。

2 協議会の審議に基づき、交付対象となる事業の優先順位を決定し、優先順位が上位のものから予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

3 前項で決定した優先順位は当該年度のみ有効であるものとし、次年度への持越しは認めない。

(指定機関の意見聴取)

第11条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請をする前に、修理内容について市の指定する機関（以下「指定機関」という。）に意見を求め、補助対象事業の要件を満たしていることを確認することができる。

(補助金の交付申請)

第12条 申請者は、申請をするにあたっては、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する補助金等交付申請書、事業計画書及び収支予算書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 全体工事見積書（工事施工者等の印入り）
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（交付後3ヶ月以内のものに限る。）
- (3) 誓約書兼同意書（申請者、土地及び建物の所有者）
- (4) 対象建造物に係る付近見取図、配置図、平面図、断面図、着色立面図、断面詳細図等
- (5) 相手方登録申請書
- (6) 建築確認済証等の写し（対象事業が建築確認等を要する行為の場合に限る。）
- (7) 対象事業部分の現況写真（2方向以上の建物写真、及び、町並みの状況がわかるものを含むこと。）
- (8) 指定機関の確認書（指定機関への意見聴取を行った場合に限る。）
- (9) 納税証明書その他市税の滞納をしていないことがわかる書類
- (10) 工程表
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、規則第7条第1項の規定による補助金等交付決定通知書の通知日以前に事業に着手してはならない。

（補助金の額の算定）

第13条 要綱第6条第1項に規定する補助金の額は、申請者より提出された前条第1項第1号の見積書に記載された項目のうち、補助金の交付の対象となる項目ごとに、別に定める補助金の算定の基礎となる率を用いて、算定して得た額とする。

（同一箇所に対する補助金の交付）

第14条 補助金を交付した箇所については、補助対象事業が完了した日から起算して10年間は、補助金を交付しない。ただし、災害その他の不可抗力により、建造物が損傷した場合は、この限りではない。

（着手届）

第15条 規則第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に着手したときは、遅滞なく着手届を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更）

第16条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに市と協議するものとする。

2 前項の規定に基づく協議の上、補助事業者は直ちに規則第11条に規定する補助事業

等変更・中止（廃止）承認申請書（規則第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更後の全体工事見積書（工事施工者等の印入り）
- (4) 変更に係る図面
- (5) 変更が必要な理由がわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは変更を承認し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

4 交付決定者は、前号の通知があった日以前に、変更に係る部分の工事に着手してはならない。

（軽微な変更）

第17条 規則第11条の市長が定める軽微な変更は、次に該当するものとする。

(1) 補助対象とする外観の意匠に変更を生じないもの

（中止等の承認）

第18条 補助事業者は、補助金の交付決定後に、補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則第11条に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（規則第3号様式）に理由書を添えて市長に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告及び検査）

第19条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市が行う完了検査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象の請負契約書の写し
- (3) 領収書の写し又は補助対象事業に要した費用の支払いを証する書類（請求書の写し等）
- (4) 補助対象事業の実施中及び竣工写真
- (5) 検査済証等の写し（対象事業が建築確認等を要する行為の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（現状変更制限の期間）

第20条 要綱第8条の規定の適用については、同条中「補助金の交付を受けた後10年間」とあるのは、「補助対象事業が完了した日から起算して10年間」とする。

（趣旨の継承）

第 21 条 補助事業者は、補助対象建造物を譲渡、交換、貸し付け又は相続の際に、奈良市歴史的風致維持向上計画の目的及び補助事業の趣旨が譲受人、借受人又は被相続人に継承され、補助対象建造物が適切に維持されるようにしなければならない。

(情報公開)

第 22 条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、審査過程の公平性や透明性を高めるため、また、各種報告、広報活動等のため、補助対象の建造物の写真、名称、所在地、事業の概要等を、市がホームページやパンフレット等で公開することに同意するものとする。

(雑則)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 7 日から施行し、平成 27 年 7 月 10 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

補助部分		補助の範囲
建築物	屋根 (庇を含む。)	・下地（垂木、野地板、屋根防水）、瓦、破風板
	外壁	・下地を除く外壁の仕上げにかかるもの（漆喰仕上げの塗り部分、腰板張りの板材等） ・柱等の構造物及びそれらに塗装される防腐塗装等の仕上げ
	金物	・銅製樋一式 ・銅製水切り等の金物一式
	建具	・開口部の建具と格子（木製格子建具、金属製建具等）
	その他	・基礎部分における束石等の仕上げ ・外部土間部分の石敷き、玉砂利洗い出し等の仕上げ ・室外機等の建築設備を隠すための格子等 ・その他仕上げ等については別途検討する。 ・外観修理に付随して必要となる内部構造体（外壁を支えるための小柱、スレート葺きの屋根を瓦葺きの屋根にする場合の重量に耐えうる構造補強等）
工作物	門、塀	・道路面に設置される塀及び門の道路に面した部分 ・塀における表面仕上げ（漆喰塗り、腰板等） ・屋根に設置する瓦（範囲は建築物に準ずる） ・駒寄せ ・その他仕上げ等については別途検討する。 ・土塀等の補助対象となる範囲については工法等により別途検討する。
備考		
1 屋根に係る補助の範囲に限り、全面を対象とする。		
2 外部土間等の外構は、道路に面する部分のみを対象とする。		
3 補助事業等実績報告書に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を添えて提出する場合に限り、補助部分の解体撤去に係る費用も対象とする。		